

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- …（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し…（同）…
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 令和五年におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置の内容等……………（産業労働局農林水産部水産課）…
- 東京都知事表彰……………
- …（生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課）…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

告示

- 東京都告示第千四百七十三号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
- 令和四年十一月十六日
東京都知事 小 池 百合子
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
北区赤羽台四丁目三百十四番一、同 令和四年十月二
番十五及び同番二十三 十日
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）
- 東京都告示第千四百七十四号
平成十五年東京都告示第九百八十四号により告示した一団地等の区域について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。
- 令和四年十一月十六日
東京都知事 小 池 百合子
- 認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日
認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日
江東区青海一丁目九番一から同番六ま 令和四年十月二
で、同番七の一部、同番八、同番九、 十七日
同番十の一部、同番十一、同番一の一
部、同番二、同番三、同番四の一部及
び同番五
- 東京都告示第千四百七十五号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のと

おり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月十六日
東京都多摩建築指導事務所長

名取 伸 明

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和四年十月三十一日	青梅市新町九丁目二千二百一番二十九の	延長 一九・二八 幅員 四・〇〇

● 東京都告示第千四百七十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において準用する同法第四十二条第一項の規定により、令和五年におけるとびうお流し刺し網漁業の制限措置を定めるので、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり告示する。

令和四年十一月十六日
東京都知事 小 池 百合子

制限措置の内容

- 一 別表のとおり
- 二 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和四年十一月十六日から令和五年一月十六日まで

別表

制限措置の内容						
漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
とびうお流し刺し網漁業	40隻	許可証に記載された総トン数	定めなし	伊豆諸島海域(千葉県、神奈川県、静岡県との境から、端婦岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面)のうち許可証に記載された区域	周年	大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁管内に住所を有する漁業者

公 告

東京都知事表彰について

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第六条の規定に基づき、令和四年十一月十六日に表彰されたものは、次のとおりである。

令和四年十一月十六日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は名称 事績の概要

【青少年健全育成成功労者】

鈴木 勝一路 青少年を健全に育成するために多年にわたり積極的に活動し、特に顕著な功績をあげられました。

大嶋 英二

菊池 清

堀口 義晃

八幡 喜久雄

糸井 喜一郎

根岸 輝行

長久保 伸一

小倉 泰

中田 好恵

岸 美枝子

市川 美美子

倉本 深幸

辻 初枝

月城 美紀

五十嵐 恵子

小林 三郎

今宮 忠則

益川 吉晴

五十嵐 孝之

前田 欣彦

細井 昭夫

荒井 幸司

川下 勝利

田中 実

小西 久美子

中山 芳子

西田 昇

黒澤 巖

齋藤 儀織

加藤 誠二

吉野 真美

中田 徳彦

石井 美千子

新井 邦夫

齋藤 彰

松田 孝子

宮腰 亮

加藤 恵

笹木 延吉

川久保 悦子

大澤 加壽子

高木 紀美子

宮田 萬利子

佐藤 桂子

小林 美穂

倉田 初子
 山本 啓文
 神田 順恵
 田中 啓夫
 江川 絵美
 中元 節子
 齊藤 庸一
 直井 義治
 真山 明夫
 波多野 まつ江
 林 美代
 鈴木 伸幸
 冨坂 保春
 齊藤 和彦
 照井 英里子
 上田 浩憲
 小島 嘉子
 網川 智久
 清水 洋子
 工藤 哲也
 野村 公子

【青少年健全育成成功労団体】
 ガールスカウト東 青少年を健全に育成するために多年に
 京都第六十四団 わたり積極的に活動し、特に顕著な功
 績をあげられました。

【模範青少年】
 溝上 明日香 公共への奉仕や青少年の指導など、他
 矢田 健人 の青少年の模範となる行動をなさいま
 した。

正木 亜実
 田中 伸空

【模範青少年団体】
 小池自治会剣道部 公共への奉仕や青少年の指導など、他
 江戸川区子ども会 の青少年の模範となる行動をなさいま
 連合会 西小松川 した。
 支部

町田市 玉川学園
 子どもクラブ こ
 ろころ児童館 子
 ども委員会
 月島交通少年団
 高尾交通少年団
 荒川区立第一中学
 校生徒会
 町田消防少年団
 福生消防少年団

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和四年十一月十六日
 東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称

西東京市栄町一丁目六百三十 武蔵野市境二丁目二番二号
 六番及び六百三十七番 株式会社飯田産業
 代表取締役 築地 重彦

小平市小川町一丁目二千三百 西東京市芝久保町四丁目二

三十番一及び同番三
 十六番三号
 株式会社東栄住宅
 代表取締役 佐藤 千尋
 稲城市大丸九百八十二番地
 芦川 孝

稲城市大字大丸字八号九百七
 十五番二、九百七十六番一の
 一部、九百七十七番一、同番
 二の一部、同番三及び九百七
 十八番一の一部

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

